

野田ガスが取り次ぐ電気※[低圧]のご契約にあたり

※野田ガス株式会社は東京ガス株式会社(小売電気事業者/登録番号A0064)が販売する電気を取り次ぎいたします。

2025.4

このたびは、野田ガス株式会社(以下「当社」)が取り次ぐ電気をお申込みいただき、誠にありがとうございます。ご契約いただくにあたり、必要となる情報をご案内します。「野田ガスが取り次ぐ電気[低圧]のご契約にあたり」および「電気需給契約[低圧]申込書」(以下まとめて「本申込書」)の重要事項説明書、その他本申込書記載内容の全てを十分にご確認の上、大切に保管してください。

お申し込み前のご確認事項

・当社と電気需給契約を締結するご本人(または配偶者)がお申し込みください。

※ご本人が未成年の場合に限り、親権者もお申し込みいただけます。配偶者または親権者がお申し込みになる場合は事前にご本人の同意をご確認ください。

※成年後見人など法定代理人によるお申し込みは、お手数ですが当社総務部までお問合せください。

・原則として、現在ご契約中の小売電気事業者(以下「現電力会社」)との契約終了時点の「契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)」(以下「契約容量等」)の値、または需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値を引き継ぐものとします。

電気の使用開始と同時に契約容量等の変更はお申し込みいただけません。当社が取り次ぐ電気のお申し込み時の前後に、現電力会社に契約容量等の変更を申し込まれた場合は、変更前の契約容量等で当社の契約を開始することがあります。契約容量等の変更を希望される場合は、需給開始後に改めて当社までご連絡ください。

・現在のご契約内容によっては、お申し込みいただけない場合があります。

・現在のご契約内容によっては追加で情報提供※をお願いする場合がございます。

※お客さまの主開閉器の大きさ、契約負荷設備の内容、直近12か月間の最大電力等。

・お申し込み時のお客さま情報に誤りがあった場合やお申込み内容・状況により、所定の手続き終了までに時間を要した場合、お客さまの希望通りに需給を開始できないことがあります。

新築時の建築工事中の電気契約が解約されていない場合、お申し込みの手続きに時間がかかる場合があります。

その場合は、予定通りに需給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認が取れない場合には、需給を開始できないことがあります。

また、前住者と前住者が契約していた小売事業者との電気需給契約が継続している場合、当該需給契約が解約となった時点で電気供給が中断されることがあります。電気供給を再開するためには、当社までお問い合わせください。

・お客さまが当社と他の契約(既に消滅しているものも含む)の料金または延滞利息をそれぞれの契約に規定する支払い期限日を経過してもお支払いいただけていない場合、当社は本契約のお申し込みを承諾できない、あるいは解約させていただくことがあります。その場合は、当社からお客さまへご連絡いたします。その他、当社の判断によりご契約をお断りすることがあります。

・お手続きやご契約に伴う費用を当社から請求することはありません。ただし、現電力会社との契約の解約に伴い、不利益事項(違約金の発生やポイントの失効等)が発生する場合がございます。現在のご契約内容をご確認の上、お申し込みください。

・お引越し前のご使用場所の電気契約解約手続きは、お客さまご自身で行ってください。

・当社が取り次ぐ電気をご使用いただけるエリアは千葉県及び埼玉県並びに茨城県です。ただし、建物全体において一括で電気需給契約を締結している集合住宅やビルに入居されている方は、お申し込みいただけません。

・当社との電気需給契約には、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書(以下「電気需給約款等」)が適用されます。なお、キャンペーン情報、電気需給約款等・サービス内容等は変更されることがあります。最新の情報は当社ホームページ等でご確認ください。

お申し込みから需給開始までの流れ

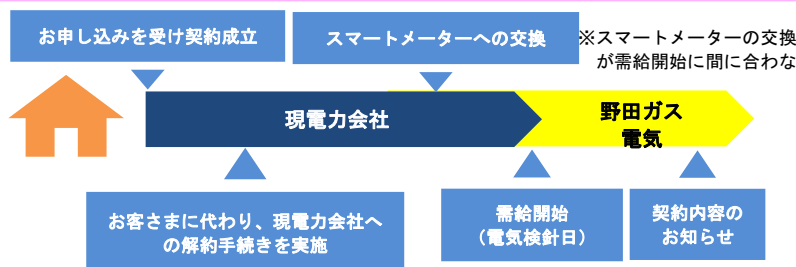
お申し込み受け付け後、需給開始までの流れは以下の通りです。

<現電力会社から野田ガスが取り次ぐ電気へ切り替える場合>

①当社がお客さまに代わり、現電力会社への解約手続きなどの所定の手続きを行います。

※現在のご契約状況が不明な場合、確認をお願いすることがあります。

②契約成立日以降、原則として所定の手続きが終了した日以降に到来する最初の電気検針日から需給を開始します。



<お引越し(転入)により野田ガスが取り次ぐ電気を使用する場合>

原則として、お客さまのご希望の日を需給開始日とします。□

なお、当社および他の小売電気事業者に申し込みをせずに既に電気の使用を開始している場合は、実際に電気の使用を開始した日にかかのぼって需給開始日とします。

・通信機能を有した電気メーター(以下「スマートメーター」)が設置されていない場合、従来型電気メーターを原則無料でスマートメーターへ交換します。その際は、一般送配電事業者から委託を受けた工事会社より事前にチラシ等によるお知らせがあります。

※お客さま宅の電気メーター設置状況により、別途工事費が掛かることがあります。

・需給開始日は需給開始後に改めてお客さまにお知らせいたします。

・現電力会社への解約手続きが完了した契約から順に需給開始となるため、同じ使用場所で複数の電気契約をお申し込みいただいても、契約ごとに需給開始日が異なる場合があります。

電気料金のお支払いについて

電気料金のお支払いについては以下の通りです。料金メニューは別紙の電気料金表をご確認ください。

＜電気とのセット割を適用する場合＞

- ◆請求時期 電気料金は、電気の計量後一定期間を経た後に到来する当社の都市ガス（以下「ガス」）及びLPガス（以下「LPG」）の検針日後に、ガス料金と合算して請求書を郵送いたします。

* 電気料金の支払義務発生日は電気の検針日の属する翌月の【ガス・電気使用量のお知らせ（兼）振替済領収書】発行日となります。



- ◆支払期限日 支払義務発生日の翌日より起算して30日目とします。

- ◆支払方法 ガス料金と合算して請求するため、ガス料金と同じ方法でお支払いいただきます。

電気料金およびご使用量のお知らせ方法について

＜「ガス・電気とのセット割」を適用する場合＞

- ◆「ガス電気ご使用量のお知らせ」に電気料金・使用量を記載します。

＜「ガス・電気とのセット割」を適用しない場合＞

- ◆「ガス電気ご使用量のお知らせ」に電気料金・使用量を記載します。

個人情報の取扱いについて

1. 当社は、お客さまの個人情報を、ガス・電気・熱等のエネルギー供給及びその普及拡大、供給設備の工事・保安、消費機器の保安、エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備の販売・リース・設置・修理・点検・商品開発・アフターサービス及びこれらに附随する業務並びに関連するサービス・製品のお知らせ・PR・調査・データ集積・研究開発のために利用します。また、取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告配信等のために利用する場合があります。
2. 当社は、東京ガス株式会社（小売電気事業者登録番号A0064）との取次委託契約により、東京ガス株式会社が供給する電気を販売いたします。その際当社は、東京ガス株式会社に必要な範囲で個人情報を提供いたします。
3. 当社は、電気供給販売業の業務を円滑に進めるため、口座振替先の金融機関、クレジット会社、情報処理会社に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その他、個人情報の取り扱いにつきましては、当社の「お客さま個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

ご連絡先

- ・本契約の詳細および電気需給約款は当社ホームページ (<http://www.nodagas.com>) にてご確認ください。
- ・ご契約の変更やお引越しにともなう解約などご不明な点は、野田ガスまでお問い合わせください。

＜ご連絡先＞ 野田ガス株式会社 04-7125-0101（代） 受付時間 9:00～17:00（土曜、日曜、祭日を含む）
夜間、土日祝祭日のお問い合わせは、翌営業日以降の対応となる事がございます。あらかじめご了承ください。

1. 電気料金メニュー

基本プラン（東京電力エナジーパートナー 従量電灯B、Cに相当）				単位	料金（税込）		
▶対象契約電流（A：アンペア）							
10A	15A	20A	30A				40A
▶対象契約容量（kVA：キロボルトアンペア）				6kVA以上 原則50kVA未満			
基本料金（1か月あたり）			契約電流	10A	1契約	311.74円	
				15A	〃	467.61円	
				20A	〃	623.48円	
				30A	〃	935.22円	
				40A	〃	1,246.96円	
				50A	〃	1,558.70円	
				60A	〃	1,870.44円	
						契約容量	
電力量料金	第1段階料金		120kWhまで	1kWh	29.70円		
	第2段階料金		120kWhを超え300kWhまで	〃	35.69円		
	第3段階料金		300kWhを超えたもの	〃	39.50円		

ピカぽか3（東京電力エナジーパートナー 低圧電力に相当）				単位	料金（税込）			
▶対象契約電力(kW：キロワット)					0.5kW以上 原則50kW未満			
基本料金（1か月あたり）				1kW	1,053.76円			
電力量料金	第1段階料金		[契約電力×130]kWh まで(※2)	1kWh	1 (※1)	27.34円	1 (※1)	25.77円
	第2段階料金		[契約電力×130]kWh を超えたもの	〃		28.83円		28.71円

※1 計量日前日時点での季節の単価を当該料金算定に用います。（夏季 毎年7/1～9/30、その他季 毎年10/1～6/30）
※2 例えば、契約電力15kWのお客さまの場合は、第1段階料金の適用は1,950（15×130）kWhまでとなります。

2. 「電気とのセット割」（付帯メニュー）

野田ガスの都市ガス・LPガス（以下「ガス」といいます）と電気（基本プラン・ピカぽか3）をご契約中のお客さまは、毎月の電気料金が割引になります。以下の全ての適用条件を満たすお客さまのお申し込みを受け、当社が承諾した場合に適用いたします。

【適用条件】

- （1）当社のガスと電気のご使用場所が同じであること。
- （2）ガスと電気のご契約者が同じであること。
- （3）ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること。

※お客さまが電気のご使用を開始してからガスのご使用を開始するまでの期間が30日未満の場合には、電気の需給開始日から「電気とのセット割」が適用されます。それ以降にガスのご使用を開始する場合は、ガスの使用開始日以降かつ当社がお客さまからの電気とのセット割のお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日から「電気とのセット割」が適用されます。「電気とのセット割」の適用をご希望される場合は、その際に改めてお電話で「電気とのセット割」をお申し込みください。
※ガスの契約を解約し、電気のための契約となった場合には「電気とのセット割」の適用は廃止されます。その他、電気料金の支払い方法や一部のサービスのご利用条件に変更が生じます。詳細は、ガス契約の解約前にご確認ください。

【割引内容】

基本プラン（電気とのセット割（定率）を適用）

電気需給契約ごとに、毎月の電気料金の基本料金および電力量料金の合計額（税込。付帯メニューの適用がある場合は、「電気とのセット割（定率）」を除くすべての付帯メニューを適用した後の合計額）から、当該合計額に0.5%を乗じた額を割引（割引額は、少数点以下切り捨て）します。

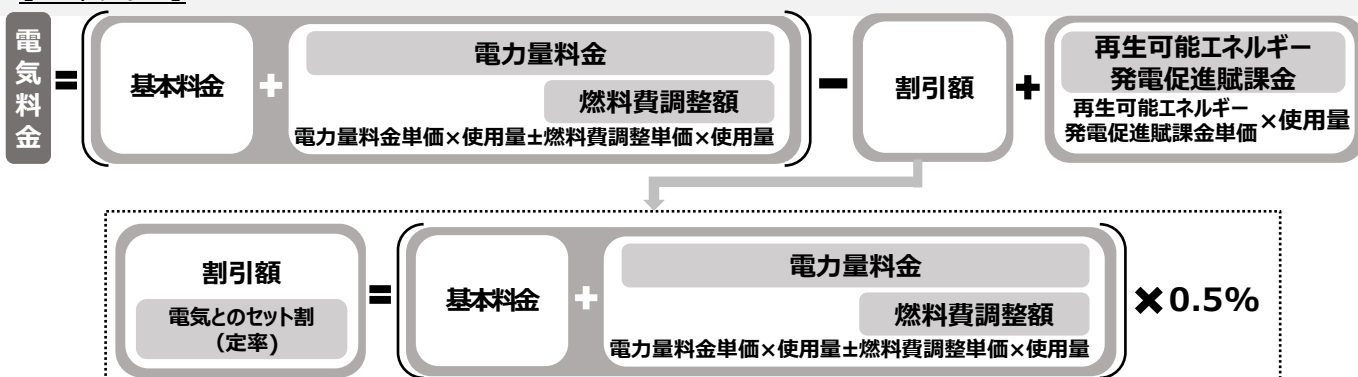
ピカぽか3（電気とのセット割を適用）

電気需給契約ごとに、毎月の電気料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。）から275円（税込）を割引します。

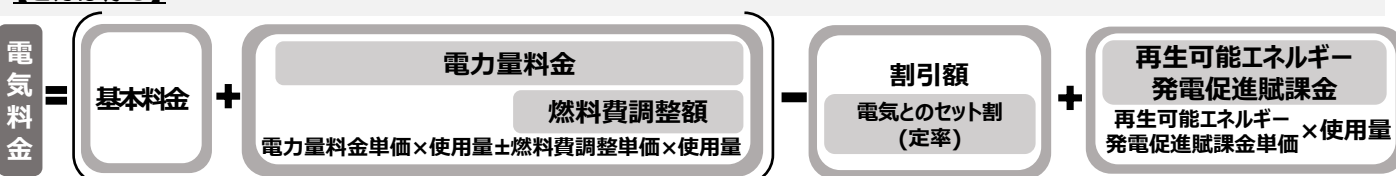
3. 料金計算方法

- 電気料金は、契約容量等に応じた基本料金と、その月の使用電力量に応じて計算する電力量料金の合計に、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものになります。
- 電力量料金は燃料価格の変動に応じて、「燃料費調整額」を加算あるいは差し引きして計算します。
- まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。
- 基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」のみとします。

【基本プラン】



【ピカぽか3】



4. 燃料費調整制度について

電気料金には、燃料価格の変動分を月々の電気料金に反映させる燃料費調整額が含まれており(燃料費調整制度といいます)、使用電力量に燃料費調整単価^{*1}を乗じて算定します。燃料費調整単価は、貿易統計における原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格から算出される3か月間の平均燃料価格^{*2}にもとづき算定し、2か月後の電気料金(需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合には、1か月後の電気料金)に適用します。なお、燃料費調整の上限は設けておりません。

また、各月に適用する燃料費調整単価および原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格については、当社のホームページよりご確認ください。

＜燃料費調整単価の適用＞

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
					HP公表 2か月後		8月分 電気料金				
			平均燃料価格								

＜燃料費調整単価の適用（需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合）＞

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
					HP公表 1か月後	7月分 電気料金					
			平均燃料価格								

^{*1} 燃料費調整単価： 燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

1 キロワットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合…燃料費調整単価 = (86,100 円 - 平均燃料価格) × (基準単価0.183 円÷1,000)

1 キロワットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合…燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 86,100 円) × (基準単価0.183 円÷1,000)

^{*2} 平均燃料価格： 平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき計算された値とし、当社はこれに上限を設けておりません。

[平均燃料価格 = A × 0.0048 + B × 0.3827 + C × 0.6584]

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロワットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

◆電気のご相談はお気軽にお問合せください

(受付時間：9：00～17：00)

野田ガス株式会社

☎ 04-7125-0101

※野田ガスは東京ガス株式会社の取次店として電気を販売致します。(小売電気事業者：東京ガス(株)/登録番号A0064)

※各種定義書等、詳細は当社ホームページ (<http://www.nodagas.com>) をご確認ください、野田ガスまでお問合せください。